

『陀羅尼集經』所説の印契リスト

—併せて真言密教の行法との関係を考える—

佐々木 大 樹

1、本稿の目的

『陀羅尼集經』全12巻（大正蔵 №901）は、中インド出身の僧・阿地瞿多（Atikūṭa：無極高：生没年不詳）によって永徽四年（653）3月14日から翌年4月15日にかけて漢訳された密教經典である。本經は、初期密教の經典に区分されるが、実践・儀礼面において『大日經』『金剛頂經』と近接しており¹、特に印契（mudrā）において著しい展開の跡を見ることができる。

印契（mudrā）は²、真言密教において三密行の身密行として重視されるが³、文献上、それほど古い時代にまで跡を辿ることができない。印契が、文献上最初に表れたのは、梁代（502～556）失訳『牟梨曼拏羅呪經』（大正蔵 №1007）であり、19種の結印法が説かれている。

それから百年余を経て、『牟梨曼拏羅呪經』に次いで印契を説いたのが、『陀羅尼集經』であり、354種類もの結印法が説かれている。『陀羅尼集經』に示された印契の種類は、密教經典史上、最多のものであり、その中には真言密教の行法中へと継承された印契も少なくない。

その重要性にもかかわらず、印契に関するまとまった研究は、わずかに梅尾祥雲 [1926] [1935] があるのみである⁴。このような観点から筆者は、『陀羅尼集經』を軸とした印契研究を着想し、その手始めとして、『陀羅尼集經』における印契について—印契の配列に関する一試論—（2017年：仏教思想学会編『佛教学』第59号所収：佐々木大樹 [2017]）を発表した。その結果、本經の印契の配列には、一見の限りで

は連続性を見出しがたいが、基本的に「護身法→結界→華座・供具等の用意→諸尊の勧請（主尊・従属尊／徳性・利益）→撥遣」という、いわゆる「賓客接待儀礼」を前提とすることが判明した。

本稿では継続研究として、まず『陀羅尼集経』の経説部分を中心に、印契がいかなる位置づけがなされるのかを確認したい。その上で、『陀羅尼集経』所収の印契に関するリストを提示し、あわせて真言密教の行法における印契との比較、関係性について考察してゆきたいと思う。

2. 『陀羅尼集経』経説部分における印契の位置

先行研究によれば⁵、『陀羅尼集経』は、梵本からの純粋な翻訳ではなく、インド由来の種々の素材をもとに、中国において阿地瞿多が組み合わせ、一經の体裁とした集成経典であると考えられる。阿地瞿多は、本經の編集に際して、尊格グループを示す「部 (kula)」の概念を導入し、【仏部】第1～2巻、【般若部】第3巻、【觀世音部】第4～6巻、【金剛部】第7～9巻、【諸天部】第10～11巻、【普集会壇】第12巻に分類している。

これらの各部は、基本的に経説部分と儀軌部分とによって構成される。すなわち経説部分では、まず因縁譚 (nidāna) を示し、その後に諸尊に関する儀軌・儀礼として、例えば神呪・陀羅尼や印契、曼荼羅の造り方（造壇法）、灌頂法・護摩法等の事作法が説かれてくる。

『陀羅尼集経』では、儀軌部分で数多くの印契を説くことに呼応して、経説部分の因縁譚において、仏が自ら印契を結び、他尊による印契の使用を称賛する等、「仏説」の名のもとに印契を権威づける傾向が顕著に見られる。以下、『陀羅尼集経』の各巻を概観してゆきたい。

【仏部】 第1巻『大神力陀羅尼経』冒頭の因縁譚（「舍衛城の神変」の類話）では、仏が火光三昧に入り、「佛以自手作佛頂印」（大正藏 18.785b）、すなわち仏自ら印呪を結誦して、六師外道を調伏する様子が

記されている。また第1巻末の流通分では、曼荼羅道場に入り、所定の儀式を受けざる者に、「三昧陀羅尼呪印」(同795a)を説いてはならないとし、露わに「印呪法」をなす者は悪鬼神の害が生じることを述べている。

第2巻『阿弥陀仏大思惟經』では、補陀落伽山に滞在した仏が、阿弥陀仏国に往生する行法として、陀羅尼や壇法と組み合わせて「阿彌陀佛印」(同800b)を受持すべきことを繰り返して説いている。

【般若部】 第3巻『般若波羅蜜多大心經』では、舎衛城に滞在した仏が、梵王の要請に応じて、「般若波羅蜜多不可思議呪印」(同804c)および功德を略説すると述べている。

【觀世音部】 第4巻『十一面觀世音神呪經』では、仏の面前で、觀音が十一面の心呪、および付随する陀羅尼・壇法および「諸印法」(同812b)があることを明かしている。この他にも「此法印陀羅尼力」(同812b)、「此等法印呪力」(同812b)、「大神呪印等法門」(同813b)等とくり返し述べ、また流通分でも「俱致印法及陀羅尼七千壇法」(同825b)と呼んでおり、複数の実践を融合し、「法門」という実践体系を構築している様子が窺われる。

第5巻後半「觀世音毘俱知菩薩三昧法印呪品」でも、前巻と同様、仏の面前で、觀音が毘俱知(Bhrkuṭi)の心呪を有することを告白し、「諸法印」(同829a)と壇法をあわせ持つ、「法印陀羅尼壇」(同829a)であることを明かしている。第六巻末尾の流通分では、「法印呪品」(同840c)の功德が大きいことを強調した上で、仏が印契等の使用を印可して締めくくっている。

【金剛部】 第7巻「金剛藏大威神力三昧法印呪品」では、毘富羅山に滞在した仏が、「陀羅尼印秘密法藏」(同841a)を説き、諸金剛の有する名字(=心呪)に印可を与えている。これらの諸金剛の実践は、「秘密法藏大陀羅尼神呪法印」(同841b)、「陀羅尼印呪法門」(同841b)と表現されており、諸金剛が衆生の守護・利益のために、これらを用いることについて仏は讚辭を送っている。

第8巻「金剛阿蜜哩多軍荼利菩薩自在神力呪印品」では、軍荼利(Kuṇḍali)や烏樞沙摩(Ucchuṣma)等と一緒にいた仏が、「大自在威力陀羅尼法印神呪」(同851c)を説き示し、世界を六種震動したところから話が始まる。ここで仏が説いた実践は、「諸佛般若菩薩金剛天等呪法印等」(同851c)、「諸佛般若菩薩金剛天神呪印壇」「佛呪及作印法曼荼羅」(同852a)、「佛正法呪印」「諸佛法印呪」(同852a)、「祕密方便法」(同852a)等と様々な言い回しで表現されている。これを分析すると、印呪の全てが仏印可のものではなく、おそらく正法護持や衆生救済という目的をともなって初めて祕密方便となり、正法となりうるものと考えられる(※第9巻には経説なし)。

【諸天部】 第10巻『摩利支天経』および「功德天法」の経説部分では、印契に関する記述は少ないが、前者では種々の印契や呪が説かれた後に、仏がそれらを印可・随喜するという流れとなっている。第11巻「諸天等献仏助成三昧法印呪品」では、毘富羅山に滞在した仏が、「諸金剛陀羅尼印祕密法藏神呪壇法」(同877a)を説き示し、それを聞いた葉叉・鬼神らが、印呪を実践する者を擁護することを誓い、仏の印可を請う内容となっている。末尾の流通部では、衆生利益や正法護持の目的において、仏が印可を与えている。

【普集会壇(都会壇法)】 第12巻「諸仏大陀羅尼都会道場印品」では、舍衛国に滞在した仏が、「諸陀羅尼(*總持)三昧神呪法印壇等祕密法藏」(同885a)を説き示している。それを受けて十一面観音は、この仏が説かれた印呪によって、過去・現在・未来の諸仏が、みな聖果(=成仏)を得たとして不可欠の実践であることを強調している。また「一切諸佛及菩薩及菩薩等説陀羅尼神呪法印」(同885c)と述べられており、印契等の諸実践は、一切の仏菩薩によって語り継がれてきたものであることを明かし、その正統性を訴えている。

以上、『陀羅尼集経』の経説部分を中心に、印契に関する記述を概観してきたが、本経における印契の特徴・位置を整理すると、以下に集約

することができる。

- ①仏は、自ら印契を説き示し、自ら実践してきた。
- ②三世の諸仏・諸菩薩は、みな印契を継承し実践してきた。
- ③仏は、衆生利益・正法護持という目的において、菩薩・金剛・天等が印契を用いることに印可を与えてきた。
- ④印契は、単体でも用いられるが、神呪・三昧・壇法等との複合使用されることが多く、「法門」という一種の実践体系として提示される（※三密行と近似）。
- ⑤印契は、現世利益に加えて、成仏のために不可欠な実践である。
- ⑥印契は、秘密法であり、所定の儀式（灌頂等）を受けざる者にみだりに説いてはならない。

『陀羅尼集經』が提示する実践体系の呼称は、上記④を反映して、しばしば印契・三昧・神呪の名を列記した「法門」として提示されるが、このような呼称・表現が、インド由来の原本に遡りうるのかは疑問である（ただし後の密教の展開を考慮すると、印契・三昧・神呪を組み合わせる概念自体はインドに遡及可能と考えられる）。

筆者は過去に、『陀羅尼集經』のうち梵本・チベット訳と比較可能な第1巻『大神力陀羅尼經』、第4巻『十一面觀音經』、第10巻「功德天法」について異訳・類本間の比較対象を行ったが⁶、その結果、『陀羅尼集經』のみが印契に言及し、強調することが判明した。

『陀羅尼集經』を構成する素材となった經典等は、おそらく仏が神呪・陀羅尼を説くといった内容であったが、阿地瞿多是そこに「印契」「壇法」等の言葉を書き足したものと考えられる。それによって印契等の実践要素を「仏説」のもとに権威付けするとともに、後の儀軌部分との接合を試みたものと推測される。阿地瞿多は、6～7世紀頃のインドで流行し始めた印契、また三昧・神呪を組み合わせた新たな実践形式を、おそらく中国において敷衍させる目的のもと、本来あるべき本文を改変し、『陀羅尼集經』の編集を進めていったものと結論づけられる。

3. 『陀羅尼集經』所説の印契リスト

『陀羅尼集經』経説部分では、前述の通り、「仏説」の名のもとに印契を位置づけており、これに呼応させて儀軌部分では、354種類にも及ぶ印契が説かれている。

佐々木大樹 [2017] で述べたように、阿地瞿多是、印契に関する第一人者であり、中国僧・智通（生没年不詳）らとともに、その敷衍を目指した僧と考えられる。しかし、『陀羅尼集經』の印契の記述が、すべてインド文献に由来するものであるかは疑念が残る。本經の印契の記述は、非常に詳細であり、文献情報のみ由来するとは考え難く、時には阿地瞿多自身が受け継いだ口伝情報を活字化し、付加した部分も少なくないものと考えられる。

また『陀羅尼集經』の印契の記述は、阿地瞿多の独力によるものではなく、船山徹 [2013] で詳説されるように、複数の翻訳僧の関与、あるいは成果が反映されているようである。その確実な証拠となる部分を本經から抜き出すと以下である。

- ①第3巻「般若無盡藏印」(*№84) …筏嚧耶思繩伽（生没年不詳、*Śrīyasimha?）の訳と記す。
- ②第7巻で「金剛随心大惡都身印」(*№247) から「捉症印」(*№252) までの六印は、隨代の大業八年（612年）、曇摩炭多（生年不詳～619年、*Dharmagupta）によって訳されたものと文章は異なるが、同じ印である。
- ③第10巻「功德天法」中、「功德天身印」(*№317) から「功德天心印」(*№328) までの十二印は、中インド出身の阿難律木叉（生没年不詳、*Anurddhamokṣa?）と迦葉（生没年不詳、*Kāśyapa?）の共訳であると記す。

このうち②の記述は大変興味深いものであり、『牟梨曼拏羅呪經』か

ら『陀羅尼集經』が訳出されるまでの百余年の間にも、印契の訳出が行われていたことを示唆する貴重な記録といえよう。

複数の翻訳僧が関与したためか不明であるが、本經における印契記述の用語には、一貫性を欠く部分が認められる。例えば、人差し指の呼称について、「頭指」と「食指」という二つの表現の混在が見られる。おおよそ分布でいえば、第1・2・5・6巻では「食指」、第3・4・7・8・9・10・11・12巻では「頭指」が多く使われている。「食指」は、『春秋左氏伝』の故事に由来する中国的表現であって⁷、漢訳の密教經典で使用されることは稀であり、本經の性格を考える上で重要と思われる。

それでは以上の基礎情報を踏まえて、《凡例》および印契リストを提示したい。

《凡 例》

- ・印契番号には、①本經全体での通し番号、②各巻における通し番号の2種を採用した。
- ・「印契名」は、原則、『大正蔵新修大蔵經』にあわせて旧漢字表記とし、序列を示す漢数字や割注等は省いた。
- ・「頁数」には、『陀羅尼集經』を収載する『大正蔵新修大蔵經』第18巻の頁数を示した。
- ・「備考」は、まず【 】で印の種別を示した後、音写語の還梵（還梵した語の頭に*を付した）、関係する印契・同一の印契の名称およびNo. (①通し番号)、印契の性格に関する付帯情報等を適宜補った。印の種別については、【護身】【結界】【辟除】【勸請】【發遣】【供養】【作法】【徳性】【利益】の八種に分類したが、暫定的なものである。

《『陀羅尼集經』所説の印契リスト》

㉑	㉒	印契名	頁数	備 考
第1巻 仏頂部 釈迦仏頂・帝殊囉施等				
1	1	釋迦佛頂身印	786b	【護身】【勸請】釈迦仏頂（帝殊囉施 *Tejorāṣi：中尊）。印の受持は、三業清浄を前提とする。外法の呪術の解除。
2	2	佛頂破魔結界降伏印	787c	【護身】【結界】身印（№1）の組替。身六処の護身結界。十方結界。
3	3	佛頂奉請印	788a	【勸請】釈迦仏頂（帝殊囉施 *Tejorāṣi）。身印（№1）の組替。
4	4	蓮華捧足印呪	788a	【供養】蓮華座印。華座印（№99）と同印。
5	5	座印	788b	【供養】中央に釈迦仏、東門に釈迦心仏、南門に金剛藏（№6）、北門に十一面觀世音（№7）を坐らせる。
6	6	金剛藏菩薩印	788b	【勸請】金剛藏（右脇侍：金剛部主尊）の勸請。
7	7	十一面觀世音菩薩印	788b	【勸請】十一面（左脇侍：觀世音部主尊）の勸請。
8	8	大三昧勅語結界印	788c	【結界】大三昧耶。大結界印（№91）、軍荼利三摩耶結大界法印（№273）、三摩耶大結界法（№377）と同印。結界の完成。罪障の滅除。
9	9	那謨悉羯囉印	789a	【供養】禮拜。*namaskara。禮拜印（№119）と同印。一切諸仏・般若・金剛等の頂礼。罪惡の滅除。
10	10	數珠印	789b	【作法】摺珠印（№93）、摺數珠印（№104）、毘俱知摺數珠法印（№175）と同印。cf. 第2巻「作數珠法相品」。
11	11	佛頂頭印	789c	【徳性】身印（№1）の組替。毒蟲の除去。
12	12	佛頂轉法輪印呪	789c	【徳性】身印（№1）の組替。罪等の除去。
13	13	帝殊囉施金輪印	790a	【勸請】帝殊囉施金輪仏頂。*Tejorāṣi。罪障・賊難の除去。
14	14	帝殊囉施金輪佛頂心法印	790a	【徳性】*Tejorāṣi。阿彌陀佛輪印（№71）の組替。
15	15	放白光明佛頂印	790c	【勸請】白光明仏頂。放十方光印。
16	16	白光明佛頂印	790c	【勸請】
17	17	若那斫迦羅印	791b	【徳性】【辟除】。智輪。*jñānacakra。楽説無礙となり、悪心の論者を屈服する。
18	18	若奴瑟憐沙印	791b	【徳性】智頂。*jñānoṣṇṣa。智輪印（№17）の組替。最上智の獲得。
19	19	迦黎沙舍尼印呪	791b	【徳性】滅罪。*kleśaśamana。智頂印（№18）の組替。罪障の除去。
20	20	阿跋囉質多印	791c	【徳性】無能勝。*aparājita。滅罪印（№19）の組替。障害の除去。
21	21	釋迦牟尼佛懺悔法印	791c	【作法】懺悔。罪障の除去。
22	22	佛頂刀印呪	791c	【徳性】【辟除】鬼病・鬼神の除去。

23	23	佛頂索印	792b	【徳性】仏頂刀印(№22)の組替。賊難を除く。眼病の除去。
24	24	佛頂縛鬼印	792b	【利益】釋迦佛眼印(№25)と類似。病の除去。
25	25	釋迦佛眼印	792b	【徳性】一切佛眼印(№44)、釈迦牟尼佛眼印(№144)と同印。身・眼根の浄化。眼病の除去。
26	26	釋迦佛印	792c	【徳性】仏眼印(№25)の組替。
27	27	釋迦佛印	792c	【徳性】釈迦仏印(№26)の組替。
28	28	釋迦佛印	792c	【徳性】釈迦仏印(№27)の組替。三印(№26-28)による罪障の除去。
29	29	斫迦囉跋囉底印	792c	【徳性】輪轉。 <i>*cakravartin</i> 。
30	30	佛斫迦囉法印	792c	【徳性】 <i>*buddhacakra</i> 。惡魔外道の調伏。坐禪の補助。
31	31	如來施衆生無畏法印	792c	【徳性】「已下二印呪後加之」(№31・32)。
32	32	一字佛頂法(印)	793a	【徳性】軍荼利身印(№261)の組替。法壇の成就。
第2巻 仏頂 一切仏頂・仏眼等 諸仏法 阿弥陀				
33	1	薩婆善陀烏瑟膩沙印	796a	【勸請】 <i>*Sarvabuddhoṣṭiṣa</i> (一切仏頂)。罪・毒の除去。
34	2	釋迦佛心印	796a	【徳性】觀世音心印(不明)、火頭金剛輪印(№288)と同印。障難・鬼病の除去。
35	3	佛心印	796b	【徳性】遠行中の障難の除去。
36	4	佛心印	796b	【徳性】畜生の病の除去。
37	5	佛心印	796c	【徳性】病・頭痛の除去。遠行中の障難の除去。
38	6	一切佛心印	796c	【徳性】熱病・罪惡の除去。怨家の除去。
39	7	一切佛心印	797a	【徳性】大心印。病・毒の除去。論議での勝利。相愛の獲得。
40	8	一切佛小心印	797b	【徳性】一切仏心印(№39)の組替。一切衆生の憐愍と十善が前提。歡喜の生起。鬼病の除去。
41	9	一切佛眼印	797b	【徳性】佛母印。眼病の除去。
42	10	佛眉間白毫相印	797c	【徳性】命終時に眉間から光明を放つ。
43	11	佛牙印	797c	【徳性】仏頂刀印(№22)の組替。齒痛の除去。
44	12	一切佛眼印	797c	【徳性】釋迦佛眼印(№25)、釈迦牟尼佛眼印(№144)と同印。仏菩薩を見る。天眼の獲得。
45	13	佛跋折囉止一切毒蟲印	798a	【徳性】 <i>*buddhavajra</i> 。毒・諸病の除去。臍以下に印を用いない。
46	14	佛跋折囉印	798a	【徳性】 <i>*buddhavajra</i> 。
47	15	一切佛跋折囉印	798b	【徳性】 <i>*buddhavajra</i> 。帝殊囉施金輪印(№13)の組替か。鬼病の除去。
48	16	一切佛棒印	798b	【徳性】鬼病の除去。
49	17	一切佛刀刺一切鬼印	798b	【徳性】鬼病の除去。
50	18	淨王佛頂印	798b	【勸請】淨王仏頂。阿闍佛頂印(<i>*Akṣobhya</i>)。罪・病の除去。安産。

51	19	鉢頭摩婆曇娑佛頂印	798c	【勸請】*Padmāvabhāsa (蓮華生仏頂)。帝殊囉施金輪印(№13)の組替。
52	20	毘摩羅婆曇娑佛印	798c	【勸請】*Vimalāvabhāsa (無垢光明仏)。無憂徳佛。月天印(№341)の組替。
53	21	囉怛那尸緊難佛印	798c	【勸請】*Ratnaśikhin(宝髻仏)。栴檀徳佛。馬頭身印(№180)の組替。
54	22	毘婆尸佛印	799a	【勸請】*Vipaśyin。毘婆尸仏
55	23	因陀囉達婆闍佛印	799a	【勸請】*Indradhvaja (因陀羅幢仏)。相徳佛。金剛王印(№198)の組替か。
56	24	北方相徳佛頂印	799a	【勸請】罪の除去。
57	25	藥師琉璃光佛印	799a	【勸請】難産・鬼病等の除去。
58	26	續驗灌頂印	799c	【利益】智通『千眼千臂經』(№1057)の灌頂印、李無諂『不空罽索經』(№1096)の「續驗灌頂印呪」と同印。延命。
59	27	阿彌陀佛身印	801a	【勸請】中尊。画像法の前に結印。
60	28	阿彌陀佛大心印	801b	【徳性】身印(№59)の組替。奢摩他の獲得。罪の除去。阿彌陀仏国への往生。
61	29	阿彌陀護身結界印	801b	【護身】【結界】身印(№59)の組替。
62	30	阿彌陀坐禪印	801b	【作法】病の除去。
63	31	阿彌陀佛滅罪印	801b	【利益】慚愧・懺悔による罪の除去。真如唯識無生智慧の観による菩提道への廻向。
64	32	阿彌陀佛心印	801c	【徳性】阿彌陀仏が四肘壇の中尊。
65	33	文殊師利印	801c	【勸請】東方の脇侍。金剛王印(№198)の組替か。
66	34	十一面觀世音印呪	801c	【勸請】北方の脇侍。般若身印(№73)の組替。
67	35	大勢至菩薩印	801c	【勸請】南方の脇侍。
68	36	大勢至菩薩印	802a	【徳性】【勸請】阿彌陀仏頂印(№70)の組替。
69	37	一大勢至印	802a	【徳性】【勸請】身印(№59)の組替。不退転の獲得。
70	38	阿彌陀佛頂印	802b	【徳性】仏頂刀印(№22)の組替か。阿彌陀仏頂法。病の除去。
71	39	阿彌陀佛輪印	802b	【徳性】往生阿彌陀仏国。正覚。命終後に阿彌陀仏国へ往生。財貨・飲食の獲得。熱病の除去等。
72	40	阿彌陀佛療病法印	802c	【利益】病の除去。
第3巻 般若部 般若菩薩				
73	1	般若身印	805c	【徳性】【勸請】※般若壇法では灌頂の前後で用いる。
74	2	般若來印	805c	【徳性】【勸請】身印(№73)の組替。
75	3	般若去印	805c	【発遣】來印(№74)の組替。
76	4	般若心印	806a	【徳性】去印(№75)の組替。
77	5	般若大心印	806a	【徳性】心印(№76)の組替。
78	6	般若頭印	806a	【徳性】大心印(№77)の組替。

79	7	般若縛魔印	806a	【利益】頭印(№78)の組替。№73～78までの七印は般若菩薩の前で手成を解かない。三業の除去。禪定に用いる。
80	8	般若伏魔印	806a	【徳性】
81	9	般若奢摩他印	806a	【徳性】*śamatha。奢摩他中での悪魔の降伏。
82	10	般若奢摩他四禪印	806a	【徳性】*śamatha。掌中に一切仏法・般若の蔵がある。
83	11	般若懺悔印	806b	【作法】罪の除去。十方浄土への往生。正覚に近づく。
84	12	般若無盡蔵印(般若眼・金剛般若心・般若根本)	806b	【徳性】筏嚧耶思繩伽法師(*Śriyasimha:吉祥師子か)の訳。一切経蔵は印より出て心中に入る。十方三世諸仏の無尽法蔵。罪の除去。
85	13	般若使者印	806c	【勸請】軍荼利使者法印(№274)と同印。縛魔印(№79)、軍荼利法護身(№255)も用いる。
86	14	甘露軍荼利辟除尾那夜迦法印	810a	【辟除】*Kṇḍalīvināyaka。軍荼利辟除毘奈耶迦法印(№256)と同印。
87	15	結地界法印	810a	【結界】軍荼利結地界法印(№258)と同印。悪鬼の馳散。
88	16	結四方界法印	810b	【結界】軍荼利結四方界法印(№259)と同印。悪鬼の馳散。
89	17	結虚空界法印	810b	【結界】虚空結。軍荼利結虚空界法印(№261)と同印。飛行する悪鬼の退散。
90	18	嚩日囉印	810c	【作法】*vajra。軍荼利跋折囉總印(№268)と同印。金剛杵が無い時に手印で代用。cf. 第2巻「跋折囉功能法相品」等。
91	19	大結界印	811a	【結界】軍荼利三摩耶結大界法印(№273)。三摩耶大結界法大三昧耶印(№377)と同印。
92	20	普供養印	811a	【供養】一切供養印。隨心觀世音印(№152)と同印。香華飲食が無い時に手印で代用。
93	21	搯珠印	811c	【作法】數珠印(№10)、搯數珠印(№104)、毘俱知搯數珠法印(№174)と同印。十種の瑞相の獲得。
第4巻 觀世音部 十一面觀世音				
94	1	十一面三昧印	816c	【勸請】賊難・水難・火難の除去。無畏の獲得。
95	2	身印	816c	【勸請】鬼病・悪害の除去。
96	3	大心印	817a	【勸請】身印(№95)の組替。
97	4	小心印	817a	【勸請】身印(№95)の組替。觀世音を見る。
98	5	闍吒印呪	817a	【徳性】髮長。*jāta。身印(№95)の組替。觀世音を見る。
99	6	華座印	817b	【供養】蓮華座印。蓮華捧足印呪(№4)と同印。
100	7	觀世音護身印	817b	【護身】身印(№95)の組替。觀世音による行者の守護。奉獻に用いる。
101	8	婆羅跢印	817c	【徳性】隨心。*varadaか。法験の獲得。諸病の除去。左印は護身印ともなる。

102	9	觀世音檀陀印	818a	【徳性】策杖。策宝杖印。*daṇḍa。尸羅（戒）波羅蜜・奢摩他の獲得。觀世音等を見る。
103	10	觀世音甘露印	818b	【徳性】甘露の施与。諸病・罪障の除去。
104	11	搯數珠印	818c	【作法】數珠印（№10）、搯珠印（№92）、毘俱搯數珠法印（№175）と同印。四禪定の獲得。正覺の成就。
105	12	君馳印	818c	【作法】*kuṇḍī。手印で洗浴を代用。仏菩薩の歡喜。
106	13	十果報印	819a	【利益】子授け。※經說部分の「持此呪者。現身即得十種果報」（812c）をうけた手印。
107	14	闍夜印	819b	【徳性】勝印。*jaya。病を除く。
108	15	羯瑟那二合自那印	819b	【徳性】著鹿皮。*kṛṣṇajina（黒羚羊の皮）か。罪障の除去。
109	16	檀那波羅蜜多印	819c	【徳性】*dānapāramitā。布施に勝る功德の獲得。
110	17	觀世音輪印呪	819c	【徳性】道場地に諸悪を近づけない。
111	18	觀世音華鬘印	820a	【徳性】錢財の獲得。
112	19	觀世音稍印	820a	【徳性】神驗・大力の獲得。
113	20	鶩俱去音舍印	820b	【徳性】鉤印。*aṅkuśa。薬を作る時に鬼神を近づけない。
114	21	觀世音羂索印	820b	【徳性】鬼を捕縛し病を除去。論議を有利にする。
115	22	觀世音商佉印	820c	【徳性】*śaṅkha。靈驗（奢摩他等）の獲得。
116	23	什幡去音羅印	820c	【徳性】【結界】放光・火焰光。*jvālā。火界の成就。鬼病の除去。
117	24	觀世音大心印	821a	【徳性】【勸請】鬼病の除去。
118	25	觀世音散華印	821a	【供養】仏菩薩の供養（= 十万億仏の供養に勝る）。
119	26	禮拜印	821c	【供養】那謨悉羯囉印（№9）と同印。十方諸仏の授記。命終時に諸仏の迎摂。無生法忍・不退転の獲得。
120	27	毘社富囉迦印	822a	【供養?】甘果子印。*vibhīdaka（毘醯勒 ^{毘醯勒} ）か。
121	28	毘居喇多印	822a	【徳性】瞋印第一面。*viruddhaか。惡魔外道の除去。※以下、十一面。
122	29	離羅印	822a	【徳性】高慢印第二面。*līlā（遊戲）。瞋印（№121）の組替。六道衆生は、諸苦難から離脱。
123	30	婆羊揭唎印	822b	【徳性】大瞋印第三面。*bhayaṃkari。高慢印（№122）の組替。鬼病の除去。
124	31	娑駄印	822b	【徳性】軟心印第四面。śaṭha（諂曲）。大瞋印（№123）の組替。觀世音の歡喜により、意願を成就。
125	32	阿嚧陀囉印	822b	【徳性】大怒印第五面。rudra（暴悪）。軟心印（№124）の組替。悪人・悪鬼は、好心となる。
126	33	特崩二合沙尼印	822b	【徳性】破平障難印・訶遣印第六面。音写語不明（*tveṣa-?）。大怒印（№125）の組替。鬼病・障難の除去。。

127	34	闍耶印	822c	【徳性】得勝印第七面。*jaya。訶遣印(№126)の組替。鬼神等の降伏による病の除去。
128	35	毘闍耶印	822c	【徳性】最勝印第八面。*vijaya。風天法印(№365)と同印。病の除去。
129	36	阿目多印	822c	【徳性】無能壓印第九面。*amukta。天魔・鬼神を恐怖させる。命終時に阿弥陀仏国に往生。正覺に近づく。
130	37	阿波羅質多印	823a	【徳性】無勝印第十面。*aparājita。無能壓印(№129)の組替。五穀豊穰、人民無病。外道を破す。
131	38	魔羅栖那波囉末陀爾印	823a	【徳性】破魔軍印第十一面。音写語不明(*māra-?)。無勝印(№130)の組替。※「我今有十一面。各出一印」。
132	39	啞哩首羅印	823a	【徳性】頭戟印。*śiraśūla。罪障の除去。
133	40	觀世音索印	823b	【徳性】鬼・諸難に関する畏れの除去。
134	41	觀世音母印	823b	【徳性】
135	42	觀世音母※婆羅上音 踰印	823c	【徳性】*varada。母印(№134)の組替。所願成就。
136	43	摩訶摩羅印	823c	【徳性】結花鬘印。*mahāmālā。婆羅踰印(№135)の組替。四禪定の獲得。命終時に西方無量寿国に往生。不退転の獲得。
137	44	觀世音檀陀印	823c	【徳性】策七寶仗印。*daṇḍa。摩羅印(№136)の組替。
138	45	觀世音君馳印	823c	【徳性】*kuṇḍīか。
139	46	鶯俱去音舍印	823c	【徳性】鉤印。*aṅkuśa。
140	47	般那摩印	824a	【徳性】蓮華印。*padma。鉤印(№139)の組替。
141	48	跋折囉母瑟知印	824a	【徳性】*vajramuṣṭi(金剛拳)。鉤印(№139)の組替。
142	49	阿上音叉摩羅印	824a	【徳性】跢除波囉蜜多印・十度彼岸印(*daśapāramitā)。數珠(*japamālā)。*rakṣamālāか。不退転の獲得。
143	50	阿彌陀佛印	824a	【勸請】作壇に用いる。
144	51	釋迦牟尼佛眼印	824a	【勸請】釋迦佛眼印(№25)、一切佛眼印(№44)と同印。
145	52	地天印	824b	【勸請】贖地・地契に用いる。
第5卷 觀世音部 千轉・隨身・不空羂索・俱俱知等				
146	1	千轉觀世音菩薩心印	825c	【勸請】觀世音の歡喜による利益の享受。
147	2	千轉印	825c	【徳性】心印(№146)の組替。罪業の除去。觀音を見る。cf. 智通『千轉經』(No.1035)
148	3	觀世音母身法印	826c	【勸請】子供の啼哭を止める。
149	4	觀世音母心印	826c	【勸請】奢摩他を得る。諸仏の授記を得る。 ※ №148・149 を合わせて「觀世音母法」と呼ぶ。
150	5	持一切觀世音菩薩三 昧印	827a	【勸請】王・賊等の諸難の除去。 ※都会壇法の投華作法。

151	6	觀世音菩薩隨心印	827a	【勸請】聡明の獲得。 cf. 智通『隨心經』(№1103) 隨心印呪
152	7	隨心觀世音印	827b	【徳性】普供養印(№92)と同印。 cf. 智通『隨心經』(№1103) 隨心母陀羅尼印
153	8	隨心觀世音祈一切願印	827b	【徳性】所願成就。結印時に袈裟や浄巾で覆う。 cf. 智通『隨心經』(№1103) 祈一切願印
154	9	十二臂觀世音菩薩身印	827b	【勸請】無病・治病。
155	10	觀世音菩薩不空羂索身印	827c	【勸請】悪鬼・病・賊難の除去。枷鎖からの解放。
156	11	觀世音菩薩不空羂索口法印	827c	【徳性】央俱施口法印(№230)、央俱施口印(№234)と同印。
157	12	觀世音菩薩不空羂索牙法印	827c	【徳性】水・火等の諸難の除去。命終時に阿弥陀仏国、十方浄土に往生。
158	13	毘俱知大身法印	829a	【勸請】*Bhṛkṣi。仏の称賛、菩薩の歡喜を得る。
159	14	毘俱知香鑪法印	829b	【供養】*Bhṛkṣi。身印(№158)の組替。香鑪を印す。
160	15	毘俱知香水法印	829c	【供養】*Bhṛkṣi。乾陀達羅度波(*gandhadratva)。香水を印す。
161	16	毘俱知護身法印	829c	【護身】*Bhṛkṣi。
162	17	毘俱知結地界法印	829c	【結界】*Bhṛkṣi。地上・地下の諸悪の除去(地結)。
163	18	毘俱知結四方界法印	829c	【結界】*Bhṛkṣi。波羅迦羅(*prasara)。四方の諸悪の除去(四方結)。
164	19	毘俱知結上方界法印	830a	【結界】*Bhṛkṣi。虚空の諸悪の除去(虚空結)。
165	20	毘俱知師子座法印	830a	【供養】*Bhṛkṣi。思蠅伽散那(*simhāsana：師子座)。
166	21	毘俱知歡喜法印	830a	【供養】*Bhṛkṣi。悪害の除去。組替えると「使者印」(勸請)。
167	22	毘俱知供養法印	830a	【供養】*Bhṛkṣi。阿伽母陀羅(*arghamudrā)。華香飲食との併用により福が無量となる。
168	23	毘俱知隨心法印	830a	【徳性】*Bhṛkṣi。所願成就。
169	24	毘俱知施與一切食法印	830b	【徳性】*Bhṛkṣi。哺喇(*bari：施食)。印中に飲食を著け、護法神等に布施する。
170	25	毘俱知華供養法印	830b	【供養】*Bhṛkṣi。一切菩薩の歡喜。
171	26	毘俱知斫迦羅法印	830c	【徳性】*Bhṛkṣiçakra。仏輪印(№30?)の組替。
172	27	毘俱知跋折囉法印	831a	【徳性】瞋印。*Bhṛkṣivajra。輪印(№171)の組替。
173	28	毘俱知打一切鬼法印	831a	【徳性】*Bhṛkṣi。金剛印(№172)の組替。一切鬼を打つ。
174	29	毘俱知三眼法印	831a	【徳性】*Bhṛkṣi。仏頂印(№1?)の組替。病・鬼神の除去。
175	30	毘俱知摺數珠法印	831a	【作法】滅障礙。*Bhṛkṣi。數珠印(№10)、摺珠印(№93)、摺數珠印(№104)と同印。三業罪障の除去。

176	31	毘俱知捺灰法印	831a	【作法】*Bhrkuṭi。身六処に塗灰（護身）、障礙の除去。
177	32	毘俱知發遣一切去法印	831b	【發遣】*Bhrkuṭi。一切の發遣に用いる。
178	33	毘俱知菩薩阿喇荼法印	832a	【徳性】*Bhrkuṭi。大夫母達囉。一字印呪（一字仏頂の功徳に等しい）。阿喇荼の音写語不明。一切を打つ。
第6巻 觀世音部 馬頭・諸大菩薩				
179	1	馬頭護身結界法印	833c	【護身】【結界】【勸請】金剛大願結界法身印（№244）と同印か。
180	2	馬頭大法身印	833c	【勸請】何耶揭梨婆（*Hayagrīva）。毒の除去。相愛の獲得等。※第12巻「都會壇法」の7日目で用いる。
181	3	馬頭法心印	834a	【勸請】論議での勝利。
182	4	馬頭頭法印	834a	【徳性】護身印（№179）の組替。頭痛の除去。
183	5	馬頭頂法印	834a	【徳性】頭印（№182）の組替。頭痛の除去。
184	6	馬頭口法印	834b	【徳性】鬼病の除去。
185	7	馬頭牙法印	834b	【徳性】不空羂索牙印（№157）の組替。呪詛を破す。
186	8	馬頭觀世音菩薩乞食法印	834c	【徳性？】
187	9	馬頭觀世音菩薩解禁刀法印	834c	【徳性？】火院印（cf. 佐藤正伸[1991]）。
188	10	馬頭療病法印	834c	【利益】諸病の除去。
189	11	大勢至菩薩法身印	838b	【勸請】
190	12	大勢至菩薩法印	838c	【勸請】不退転の獲得
191	13	文殊師利菩薩法印	838c	【勸請】cf. 『文殊六字呪功能法經』（№1179）。
192	14	彌勒菩薩法印	839b	【勸請】仏菩薩の歡喜。
193	15	彌勒菩薩法身印	839c	【勸請】釈迦金輪（№13?）の組替。
194	16	地藏菩薩法身印	839c	【勸請】
195	17	地藏菩薩印	839c	【徳性】罪・病の除去。
196	18	普賢菩薩法身印	839c	【勸請】帝殊囉施頂印（№13?）の組替。無病。一切歡喜。
197	19	虛空藏菩薩法身印	840b	【勸請】財物の獲得。病の除去。阿羅漢道の獲得
第7巻 金剛部 金剛藏・摩曆羅・商迦羅・央俱施・隨心等				
198	1	金剛囉闍一切見法印	842c	【供養】*Vajrarāja。金剛の歡喜。
199	2	金剛藏大心法印	842c	【護身】鬼病・牛馬疫病の除去。
200	3	金剛藏結界法印	843a	【結界】後に軍荼利大身法（№259）で重結。悪鬼の退散。
201	4	金剛藏法身法印	843a	【勸請】五股印。諸仏菩薩の供養・歡喜による、加護の獲得。
202	5	金剛藏心法印	843a	【徳性】
203	6	金剛藏散華法印	843b	【供養】手印で香華を代用。金剛の歡喜。

204	7	金剛藏吉喏法印	843b	【勸請】須婆印・印王。*Vsajrakili?。金剛の歡喜。灰を塗り護身。
205	8	金剛藏呪王印	843b	【勸請】灰を身六処に点じて護身。
206	9	金剛藏大身法印	843c	【徳性】一切通法。発菩提心。諸病の除去。仏菩薩の歡喜。
207	10	金剛藏頭法印	844a	【徳性】頭痛の除去。
208	11	金剛藏頂法印	844a	【徳性】頭印 (№207) の組替。遠行中の足痛の除去。賊難等の除去。
209	12	金剛藏口法印	844b	【徳性】頂印 (№208) の組替。天魔・外道の調伏。鬼病の除去。
210	13	金剛藏跋折囉法印	844b	【徳性】鬼病の除去。
211	14	金剛藏縛法印	844c	【徳性】頂印 (№208) の組替。鬼を縛し、病を除く。
212	15	金剛藏箭法印	844c	【徳性】鬼病の除去。
213	16	金剛藏稍法印	844c	【徳性】鬼病の除去。
214	17	金剛藏刀法印	845a	【徳性】稍印 (№213) の組替。鬼病の除去。
215	18	金剛藏可吒傍伽印	845a	【徳性】期剋一切鬼印。*Vajraṭapūṭana (極臭鬼) か。鬼病の除去。賊の発見と捕縛。
216	19	金剛摩磨去音雜法印	845b	【勸請】【供養】金剛母法。*Vajramāmakī (我母)。金剛の歡喜。
217	20	摩磨雜法幢印	845b	【徳性】*Māmakī (我母)。
218	21	摩磨雜戟印	845b	【徳性】*Māmakī (我母)。
219	22	金剛母瑟毘法印	845b	【勸請】金剛兒法・使者法・摩帝那法。*Vajramuṣṭi (金剛拳)。鬼病の除去。
220	23	金剛商迦羅大心法印	845c	【勸請】金剛藏大女法印。*Vajraśṛṅkhala (鎖)、あるいは *Vajraśaṅkara (福利・繁栄の神、シヴァの異称)。鬼病の除去。
221	24	商迦羅小心法印	846a	【徳性】Vajraśṛṅkhala。鬼病の除去。
222	25	商迦羅法身印	846b	【勸請】【護身】Vajraśṛṅkhala。
223	26	商迦羅頭法印	846b	【徳性】Vajraśṛṅkhala。身印 (№222) の組替。頭痛の除去。
224	27	商迦羅鎖法印	846b	【徳性】Vajraśṛṅkhala。身印 (№222) の組替。鬼を縛し病を除く。
225	28	商迦羅療病法印	846b	【利益】Vajraśṛṅkhala。身印 (№222) の組替。鬼病の除去。
226	29	商迦羅縛一切鬼法印	846c	【利益】Vajraśṛṅkhala。身印 (№222) の組替。鬼病の除去。
227	30	商迦羅大結界法印	846c	【結界】Vajraśṛṅkhala。身印 (№222) の組替。軍荼利大身法 (№259) による重結を加えて療病。
228	31	商迦羅縞索法印	846c	【徳性】Vajraśṛṅkhala。
229	32	金剛央俱施法身印	848a	【勸請】金剛王小女法身印。*Vajraṅkuṣa (鉤)。金剛の歡喜。

230	33	央俱施口法印	848b	【徳性】Añkuṣa。不空羂索口印(№156)、央俱施口印(№234)と同印。鬼神の言語・妄説・詭曲を制圧。
231	34	央俱施牙法印	848b	【徳性】Añkuṣa。急縛鬼印。病・痛所の除去。
232	35	央俱施鉤法印	848b	【徳性】Añkuṣa。難調の鬼神を調伏。
233	36	央俱施素法印	848c	【徳性】Añkuṣa。鉤印(№232)で召喚、素(№233)で捕縛。仏法に従わない鬼神の調伏。
234	37	央俱施口印	848c	【徳性】Añkuṣa。解放印。不空羂索口印(№156)、央俱施口法印(№230)と同印。
235	38	央俱施療病法印	848c	【利益】Añkuṣa。縛鬼印。鬼病の除去。
236	39	金剛隨身身法印	849b	【勧請】金剛の歡喜。
237	40	金剛隨心擲鬼法印	849b	【利益】
238	41	金剛隨心輪法印	849b	【徳性】
239	42	金剛隨心稍法印	849b	【徳性】
240	43	金剛隨心降魔法印	849b	【利益】№237～240の四法印による一切諸魔の降伏。
241	44	金剛隨心縛鬼法印	849c	【利益】鬼を縛し、病を除く。
242	45	金剛隨心大法身印	849c	【法身】天・龍・外道・鬼等の調伏。
243	46	金剛隨心療一切難伏 鬼病大法身印	850b	【利益】天魔・鬼神の調伏、障礙の除去。
244	47	金剛大曠結界法身印	850b	【徳性】【結界】大曠法。馬頭護身結界法(№179)と同印か。鬼神・天魔の調伏。
245	48	金剛隨心大曠法身印	850b	【徳性】№243～245の三法印は、種々の法事に通用。
246	49	金剛藏密號法印	850c	【勧請】一切金剛の密号。讚呪。金剛が行者を感得し、法を助成する。
247	50	金剛隨心大惡都身印	850c	【利益】八部の鬼神を調伏し、一千六百の諸金剛印を撰す。
248	51	都身印	850c	【利益】一切諸鬼を縛し、六百の諸小印を撰す。
249	52	身印	851a	【利益】八百小印を撰す。
250	53	召請隨心印	851a	【勧請】
251	54	棒印	851a	【徳性】
252	55	捉疰印	851a	【利益】大惡都身印(№247)以下の六印は、大隋大業八年十二月八日、三藏曇摩爰多が、洛陽上林苑にて訳したものと文が異なるが印は同じ。
第8巻 金剛部 軍荼利				
253	1	軍荼利香鑪法印	852b	【供養】*Kuṇḍali。香鑪を印す。一切歡喜。
254	2	軍荼利香水法印	852b	【供養】*Kuṇḍali。雜華・香等を印す。
255	3	軍荼利護身法印	852b	【護身】*Kuṇḍali。身八処の護身法。
256	4	軍荼利辟除毘那夜迦 法印	852c	【辟除】*Kuṇḍali *Vināyaka。甘露軍荼利辟除尾那夜迦法印(№85)と同印。障礙者の除去。

257	5	軍荼利金剛一字降魔王印	852c	【辟除】*Kuṇḍalī。曼荼羅造壇における魔障の除去。
258	6	軍荼利結地界法印	853a	【結界】*Kuṇḍalī。結地界法印(№87)と同印。地中の悪鬼の除去。※第12巻「都會壇法」で用いる。
259	7	軍荼利結四方界法印	853a	【結界】*Kuṇḍalī。結虚空界法印(№88)と同印。地印(№259)の組替。四方の薬叉・悪鬼の除去。
260	8	軍荼利結虚空界法印	853a	【結界】*Kuṇḍalī。結虚空界法印(№89)と同印。地印(№259)の組替。虚空の悪鬼の除去。
261	9	軍荼利身法印	853b	【勸請】【供養】*Kuṇḍalī。病の除去。
262	10	軍荼利香花供養法印	853c	【供養】*Kuṇḍalī。印中に一華・一丸香を置き供養。
263	11	軍荼利飲食供養法印	853c	【供養】*Kuṇḍalī。香花供養印(№262)の組替。手印によって飲食を代用。
264	12	軍荼利燈法	853c	【供養】*Kuṇḍalī。燈明を印す。
265	13	軍荼利頭法印	853c	【徳性】*Kuṇḍalī。身印(№261)の組替。
266	14	軍荼利頂法印	854a	【徳性】*Kuṇḍalī。縛鬼印。身印(№261)の組替。頭痛の除去。
267	15	軍荼利牙法印	854a	【徳性】*Kuṇḍalī。鬼を縛し、病を除く。
268	16	軍荼利跋折囉總印	854a	【徳性】*Kuṇḍalīvajra。嚩日囉印(№90)と同印。跋折囉(金剛杵)が無い時に代用して、手印で壇場の一切供具を印す。
269	17	軍荼利大護身印	854c	【護身】*Kuṇḍalī。右手は嚩日囉印(№90)と同印。四方・四門の鎮め。病の除去。
270	18	軍荼利大曠法身印	855a	【結界】【徳性】*Kuṇḍalī。鬼病の除去。
271	19	軍荼利大降魔法身印	855a	【結界】【徳性】【利益】把斧印。*Kuṇḍalī。鬼神の降伏による、法事の成就。
272	20	軍荼利三眼大法身印	855a	【結界】【徳性】*Kuṇḍalī。壇場の行道により無畏となる。病の除去。
273	21	軍荼利三摩耶結大界法印	856a	【結界】一切佛摩訶三昧耶印。*Kuṇḍalī。大三昧勅語結界印(№8)、大結界印(№91)、三摩耶大結界法(№377)と同印。*Kuṇḍalīsamaya。大三昧耶。№270～273の四印をもって法壇を護界する。
274	22	軍荼利使者法印	856b	【勸請】*Kuṇḍalī。般若使者印(№85)と同印。軍荼利使者による看病。
275	23	跋折囉吒訶婆身印	859a	【勸請】*Vajrāṭṭahāsa。
276	24	護身印	859a	【護身】身印(№275)の組替。
277	25	結界印	859a	【結界】大結界。
278	26	辟除毘那夜迦印	859a	【辟除】*Vināyaka。大結界。結界印(№277)の組替。
第9巻 金剛部 烏樞沙摩・青面・薬叉				
279	1	烏樞沙摩護身法印	860c	【護身】不淨潔金剛印・火頭金剛。*Ucchuṣma。病の除去。

280	2	烏樞沙摩身印	860c	【勸請】*Ucchuṣma。病の除去。金剛(烏樞沙摩)を見る(※恐怖心を抱いてはならない)。※破戒者に驗なし。
281	3	烏樞沙摩結界法印	861b	【結界】*Ucchuṣma。護身印(№279)の組替。虚空等結。
282	4	烏樞沙摩歡喜法印	861b	【供養】*Ucchuṣma。一切歡喜。瘡・毒の除去。
283	5	烏樞沙摩供養法印	861c	【供養】*Ucchuṣma。身印(№280)の組替。利益。
284	6	烏樞沙摩治鬼病印	861c	【護身】【徳性】*Ucchuṣma。殺鬼印。身印(№280)の組替。浄灰を身の六処に点ずる。病の除去。
285	7	烏樞沙摩跋折囉法印	861c	【徳性】【利益】*Ucchuṣmavajra。身印(№280)の組替。病の除去。怨家に熱病を患わせる。※死体の灰、毒薬や人血を使った呪法あり。
286	8	烏樞沙摩擲鬼法印	862a	【利益】*Ucchuṣma。身印(№280)の組替。病の除去。
287	9	烏樞沙摩絹索法印	862b	【徳性】*Ucchuṣma。身印(№280)の組替。鬼神の降伏による病の除去。
288	10	烏樞沙摩輪法印	862b	【徳性】*Ucchuṣma。冷病の除去。
289	11	烏樞沙摩大身斧法印	862b	【徳性】*Ucchuṣma。手印をもって斧を代用。卒患等の諸病、痛みの除去。
290	12	烏樞沙摩稍法印	862c	【徳性】*Ucchuṣma。身印(№280)の組替。鬼病の除去。怨家に熱病を患わせる(※自身の血を用いる)。
291	13	烏樞沙摩頭法印	863a	【徳性】*Ucchuṣma。身印(№280)の組替。鬼病の除去。
292	14	烏樞沙摩頂法印	863a	【徳性】*Ucchuṣma。身印(№280)の組替。割注に「末だ功能を見ず」とある。
293	15	烏樞沙摩口法印	863a	【徳性】*Ucchuṣma。身印(№280)の組替。死んだ胎児を腹中から出す。
294	16	烏樞沙摩跋折囉母瑟知法印	863a	【徳性】*Ucchuṣmavajramuṣṭi。一切歡喜。障礙の除去。
295	17	烏樞沙摩解穢法印	863b	【利益】印中に水を満たし呪して顔を洗う。死・産・流血などを見た穢を解く(※穢解 = 清浄な状態が呪法の前提)。瘡の除去。
296	18	藥叉立身印	867c	【徳性】【勸請?】*Yakṣa。五方藥叉。
297	19	喚羅刹身印	868a	【勸請】*Rākṣasa
298	20	藥叉鉤印	868a	【徳性】*Yakṣa。身印(№296)の組替。
299	21	藥叉火輪印	868a	【徳性】*Yakṣa。
300	22	藥叉身印	868a	【利益】*Yakṣa。
301	23	藥叉追天鬼印	868a	【利益】*Yakṣa。摩訶摩喩利集天衆印(№357)、遮文茶天追諸天印(№371)と同印。
302	24	降伏魔印	868a	【利益】摩喩嚧降伏魔印。藥叉追天鬼印(№301)の組替。
303	25	弓印	868b	【徳性】

304	26	箭印	868b	【徳性】
305	27	大弩印	868b	【徳性】
306	28	刀印	868b	【徳性】
307	29	縛大力鬼印	868b	【徳性】【利益】
308	30	食印	868b	【徳性】
309	31	牙印	868c	【徳性】
第10巻 諸天部 摩利支天・功德天				
310	1	身印	870b	【勸請】
311	2	頭印	870b	【徳性】身印（№310）の組替。
312	3	頂印	870c	【徳性】身印（№310）の組替。遠行時の恐怖心を除く。
313	4	護身印	870c	【護身】身印（№310）の組替。
314	5	歡喜印	870c	【供養】身印（№310）の組替。歡喜させる。
315	6	摩奴印	870c	【徳性】【利益】好知印。*manu（人）。摩利支天の心内に我身を蔵隠する。我身の頂で摩利支天が守護。
316	7	使者印	870c	【勸請?】諸利益の獲得。※作壇法では、中心に摩利支天、東面に娑多羅室利夜、北面に計室憐、南面に摩利憐を勸請。
317	8	功德天身印	874c	【勸請】第一根本印。
318	9	功德天華身印	875a	【徳性】
319	10	功德天結界印	875a	【結界】
320	11	功德天施珍寶印	875a	【徳性】
321	12	功德天施一切鬼神種種飲食印	875a	【徳性】
322	13	功德天花座印	875b	【供養】
323	14	功德天下食印	875b	【徳性?】
324	15	功德天令療病家闇印	875b	【利益?】
325	16	功德天心印	875b	【徳性】
326	17	功德天供養印	875b	【供養】
327	18	功德天歡喜印	875b	【供養】珍寶の獲得。
328	19	功德天心印	875c	【徳性】正等覺の獲得（呪の功德）。敬礼すべき仏として、東方阿闍、南方宝相、西方無量寿、北方微妙声の四仏を挙げる。
第11巻 諸天部 梵天・帝釈天・摩醯首羅天・四天王等				
329	1	大梵摩天法印	877c	【勸請】*Brahmā ※般若菩薩 ^{釋三} 、功德天 ^{釋+} の右脇侍。印中に水を満たし呪して用いる。論議での勝利。
330	2	帝釋天法印	877c	【勸請】*Śakra ※般若菩薩 ^{釋三} 、功德天 ^{釋+} の左脇侍。諸天の護衛。一切歡喜。

331	3	摩醯首羅天法印	878a	【勸請】*Maheśvara。歡喜の生起。病の除去。
332	4	摩醯首羅天求馬古印	878a	【徳性】*Maheśvara。馬古（意味不詳）を得る。
333	5	東方提頭頼吒天王法印	878b	【勸請】*Dhṛtarāṣṭra（持国）。
334	6	南方毘嚩陀迦天王法印	878b	【勸請】*Virūḍhaka（増長）。
335	7	西方毘嚩博叉天王法	878c	【勸請】*Virūpākṣa（広目）。
336	8	北方毘沙門天王法印	878c	【勸請】*Vaiśravaṇa（多聞）。以上の四大天王は、仏所に威侍して一切を利益する。
337	9	四天王通心印	878c	【勸請】
338	10	四天王通心印	879a	【徳性】四大天王は、二十八部の善神を率いて行者を助護する。病の除去。
339	11	日天法印	879b	【勸請】無病。諸仏の歡喜。
340	12	日天子供養印	879b	【供養】
341	13	月天法印	879b	【勸請】一切歡喜。
342	14	星宿天法印	879b	【勸請】無病。一切歡喜。
343	15	地天法印	879c	【勸請】珍宝の獲得。一切歡喜。
344	16	火天法印	879c	【勸請】一切壇法の最初に火天を火鑪華座中に勸請。
345	17	火天子助呪師天驗印	880a	【利益】
346	18	閻羅王法身印	880a	【勸請】*Yama。閻羅王の歡喜。
347	19	一切龍王法身印	880a	【勸請】優婆難陀龍王印（*Upananda）。
348	20	龍王法身印	880a	【勸請】降雨。
349	21	五方龍王華座印	880b	【供養】
350	22	五方龍王牙印	880b	【徳性】※直後の「祈雨法壇」では、一首・三首・五首・七首・九首の五龍を勸請する。
351	23	那羅延天身印	880c	【勸請】呼召印。*Nārāyaṇa。
352	24	那羅延天無邊力印	881a	【徳性】*Nārāyaṇa。身印（№351）の組替。怨まれ復讐されようとも損減されない。
353	25	乾闥婆身印	881a	【勸請】*Gandharva。
354	26	緊那羅身印	881a	【勸請】*Kiṃnara
355	27	摩呼囉伽身印	881a	【勸請】*Mahoraga。
356	28	摩訶摩喩唎印	881a	【勸請】孔雀王印。*Mahāmāyurī。結界して魔を縛す。
357	29	摩訶摩喩利集天衆印	881b	【利益】*Mahāmāyurī。藥叉追天鬼印（№301）、遮文荼天追諸天印（№371）と同印。※結印の記事なし。
358	30	師子王呼召（印）	881b	【勸請】一切鬼神の立至。
359	31	師子王護界印	881b	【辟除】軍荼利金剛一字降魔王印（№257）の組替。一切の毘那耶迦の退散。

360	32	伽嚕茶呼召印	881b	【勸請】*Garuḍa。
361	33	大辯天神王呼召印	881c	【勸請】
362	34	焰摩檀陀呼召印	881c	【勸請】*Yamaḍaṇḍa。
363	35	水天呼召印	881c	【勸請】祈雨。水面步行。
364	36	水天身印	882a	【勸請】水天が身を現す。
365	37	風天法印	882a	【徳性】毘闍耶印 (№128) と同印。
366	38	阿修羅王法印	882a	【勸請】*Asura。一切歡喜。
367	39	遮文茶法印	882a	【勸請】*Cāmuṇḍā。一切歡喜。
368	40	遮文茶天三博叉護身印	882a	【護身】*Cāmuṇḍā。※「三博叉」は不詳。
369	41	遮文茶天火輪印	882b	【徳性】*Cāmuṇḍā。
370	42	遮文茶天伏魔鬼印	882b	【利益】*Cāmuṇḍā。
371	43	遮文茶天追諸天印	882b	【利益】【勸請】*Cāmuṇḍā。藥叉追天鬼印 (№301)、摩訶摩喩利集天衆印 (№357) と同印。※以下、複数の呪と摩登伽呪法を説く。
372	44	遮文茶印呪移腫法(印)	884b	【利益】*Cāmuṇḍā。※詳細は不明だが、骨を使い、齒を叩き、唱殺する呪法を説く。
373	45	一切毘那夜迦法印	884c	【勸請】*Vināyaka。一切歡喜。
374	46	調和毘那夜迦法印呪	885a	【勸請】一切天。*Vināyaka。帝殊羅施印 (№13) の組替。慚愧によって瞋った毘那夜迦を調和する。
375	47	一切藥叉法印	885a	【勸請】*Yakṣa。一切歡喜。
376	48	一切羅刹法印	885b	【勸請】*Rākṣasa。一切歡喜。
第12卷 都会壇法 (普集会壇)				
377	1	三摩耶大結界法(印)	890c	【結界】都会壇法の諸尊を勸請後、右転三匝で大結界。大三昧勅語結界印 (№8)、大結界印 (№91)、軍荼利三摩耶結大界法印 (№273) と同印。*samaya。
378	2	灌頂法印	891c	【作法】庭儀の壇にて行ふ阿闍梨の印法。

上記の印契リストから、複数の箇所で使用回した同一の印契のみを取り出すと以下となり、実質的な印契数は 354 種となる。

№4=№99

№8=№91=№273=№377

№9=№119

№10=№93=№104=№175

№25=№44=№144

№34=№288

№85=№274

№86=№256

№87=№258

№88=№259

№89=№261

№90=№268

№92=№152

№128=№365

№156=№230=№234

№179=№244

№301=№357 = №371

ここに列挙した同一の印契は、最終的な印契の形のみならず、結び方の記述のレベルまでほぼ一致している。興味深いことに、同一の印契と判断されるものであっても、例えば下記のごとく、全く異なる名称を冠する場合が見られる。

釋迦佛心印 (№34)	= 烏樞沙摩輪法印 (№288)
般若使者印 (№85)	= 軍荼利使者法印 (№274)
毘闍耶印 (№128)	= 風天法印 (№365)
不空罽索口印 (№156)	= 央俱施口 (法) 印 (№230・№234)
馬頭護身結界法印 (№179)	= 金剛大瞋結界法身印 (№244)
藥叉追天鬼印 (№301)	= 摩訶摩喩利集天衆印 (№357) = 遮文茶天追諸天印 (№371)

このような事実にもとづくなれば、これらの印契は本来、特定の尊格との結びつきがない、汎用的な印契であった蓋然性が高いと考えられる。おそらく阿地瞿多是、『陀羅尼集經』の編纂時、これらの印契を挿入する部の性格を意識して、特定の名称と性格とを規定していったものと考えられる。

また上記の同一の印契のうち、唯一の例外として「藥叉追天鬼印」(№301) と「遮文茶天追諸天印」(№371) のみは、下記引用のごとく結ぶ手順が相違している。

藥叉追天鬼印 (№301)

八指自り反じて相叉え掌中に在り。二大指亦た屈して頭を掌に入る。惟だ右手の中指を直に豎て來去す。

遮文茶天追諸天印 (№371)

左右の九指を總じて反叉して掌中に在り。唯だ右手の中指を直に豎て來去す。二大指亦た頭を掌中に屈す。

なぜ、このような相違が生じたのか不明であるが、口伝相承されてきた印契の形が最初にあり、『陀羅尼集經』において活字化される際に、

結び方に関する異説が生じたことも、一つの可能性として考えられる。今後の課題としたい。

4. 『陀羅尼集経』所説の印契と真言密教

ここでは『陀羅尼集経』所説の印契が、いかに真言密教に継承され、いかなる関係性を有するのか、現時点で気がついたことをまとめておきたい。真言密教の行法との共通点・類似点は数多くあるが⁹、その中でも以下では、(a)印契を衣の袖下に隠す、(b)諸尊を招くために印契の指を動かす、(c)結界法という3点にしぼり考察してゆきたい。

(a)印契を衣の袖下に隠す

天台宗の密教では現行、手を袖から出し、あらわに印契を結ぶことをならんとするが、真言密教では、印契を秘密法とし、衣の袖下で手を隠し、印契を結ぶことを伝統としている。このような理解は、ほぼ阿闍梨からの口伝によって伝えられてきたが、『国訳秘密儀軌』「印契略解」によれば¹⁰、その唯一の根拠（経証）が、『陀羅尼集経』の「隨心觀世音祈一切願印」（№152）であり、「像前にて印を作すに、袈裟を以て覆い、或いは淨巾を用う。其の印を覆い已らば、至心に呪を誦え八百遍を満じ、更に餘の縁莫れ」（『大正藏経』18.827b）と記されている。すなわち、四肘の水壇の中央に隨心觀音像を安置して、種々の供物で供養・祈請した後、その像前で所定の呪を800遍唱えながら、袈裟等で隠して印契を結ぶことを規定している。

(b)諸尊を招くために印契の指を動かす

真言密教の行法、例えば四度の胎藏・金剛界法では、いくつかの印契において諸尊を勧請する等、様々な目的で指を動かすが、その淵源を『陀羅尼集経』の中に見出すことができる。

『陀羅尼集経』では、結印中、しばしば「頭指（食指）来去」や「大

指（母指）来去」の指示を記している（両指ともに動かす場合と、片指のみの場合とがある）。印契リストから、該当する印契を列挙すると以下となる。

《頭指来去》 44 種

釋迦佛頂身印（№1）、十一面觀世音菩薩印（№7）、帝殊囉施金輪印（№13）、放白光明佛頂印（№15）、白光明佛頂印（№16）、佛斫迦羅法印（№30）、囉怛那尸緊雞佛印（№53）、因陀囉達婆闍佛印（№55）、相德佛頂印（№56）、阿彌陀佛身印（№59）、文殊師利印（№65）、十一面三昧印（№94）、身印（№95）、小心印（№97）、觀世音母印（№134）、觀世音母身法印（№148）、十二臂觀世音菩薩身印（№154）、觀世音菩薩不空絹索身印（№155）、毘俱知大身法印（№158）、馬頭護身結界法印（№179）、文殊師利菩薩法印（№191）、彌勒菩薩法印（№192）、彌勒菩薩法身印（№193）、普賢菩薩法身印（№196）、金剛藏法身法印（№201）、金剛藏吉唎法印（№204）、金剛藏呪王印（№205）、金剛摩磨雞法印（№216）、金剛商迦羅大心法印（№220）、商迦羅法身印（№222）、金剛央俱施法身印（№229）、金剛隨心身法印（№236）、軍荼利身法印（№261）、跋折囉吒訶娑身印（№275）、烏樞沙摩身印（№280）、喚羅刹身印（№297）、功德天身印（№317）、毘嚧陀迦天王法印（№334）、火天法印（№344）、閻羅王法身印（№346）、龍王法身印（№348）、摩呼囉伽身印（№355）、* 師子王呼召（№358）、* 伽嚧茶呼召印（№360）。

《大指来去》 49 種

薩婆善陀烏瑟膩沙印（№33）、一切佛心印（№38）、淨王佛頂印（№50）、鉢頭摩婆嚩娑佛頂印（№51）、毘摩羅婆嚩娑佛印（№52）、毘婆尸佛印（№54）、藥師琉璃光佛印（№57）、十一面觀世音印呪（№66）、大勢至菩薩印（№67）、大勢至菩薩印（№68）、一大勢至印（№69）、般若使者印（№85）、大心印（№96）、觀世音大心印（№117）、阿彌陀佛印（№143）、地天印（№145）、觀世音母心印（№149）、觀世音菩薩隨心印（№151）、馬頭大法身印（№180）、馬

頭法心印 (№181)、大勢至菩薩法身印 (№189)、大勢至菩薩法印 (№190)、地藏菩薩法身印 (№194)、虚空藏菩薩法身印 (№197)、軍荼利使者法印 (№274)、身印 (№310)、大梵摩天法印 (№329)、帝釋天法印 (№330)、摩醯首羅天法印 (№331)、提頭賴吒天王法印 (№333)、毘嚩博叉天王法 (№335)、毘沙門天王法印 (№336)、四天王通心印 (№337)、日天法印 (№339)、月天法印 (№341)、星宿天法印 (№342)、地天法印 (№343)、那羅延天身印 (№351)、乾闥婆身印 (№353)、* 緊那羅身印 (№354)、* 摩訶摩喩唎印 (№356)、大辯天神王呼召印 (№361)、焰摩檀陀呼召印 (№362)、水天呼召印 (№363)、阿修羅王法印 (№366)、遮文荼法印 (№367)、調和毘那夜迦法印 (№374)、一切藥叉法印 (№375)、一切羅刹法印 (№376)。
《その他》 4 種

召請隨心印 (№250：五指來去)、藥叉追天鬼印 (№301：中指直豎來去)、一切龍王法身印 (№347：四指開合來去)、遮文荼天追諸天印 (№371：中指直豎來去)

上記を概観して分かるとおり、指の動作を指示する印契は、諸尊の身体性を象徴する「身印」(=「身法印」「法身印」¹¹⁾)に付随して説かれている。この「身印」は、一連の作法の中で、諸尊が交替(基本的に主尊→従属尊→使者・眷属の順)するところの冒頭で説かれており、指を動かす所作には、当該の尊を壇場に招く、すなわち勧請の意味があるものと考えられる。

このような諸尊の勧請を意味する指の動作は、『牟梨曼荼羅呪経』中には見られない。断定はできないが、指の動作は『牟梨曼荼羅呪経』の段階ではなく、7世紀前半頃のインドにおいて新たに開発され加えられた技法である可能性が高く、それが『陀羅尼集経』の印契法に反映されているものと考えられる。

(c)結界法

真言密教の行法のうち「十八道」では、「地結（金剛樞）—四方結（金剛牆）…（中略：道場觀・勸請法等）…辟除—虚空網（金剛網）—火院（金剛炎）—大三昧耶（重大結界）」という流れで道場が結界される¹²。

まず地結では、樞（kīla）を象徴する印契を結んで、大指の頭を地につけ、クイを打ち込む動作をすることにより、地上・地下の悪鬼等を除く。次の四方結では、印を右回りに3度巡らせることにより、四方に垣根を設けて結界し、その後には仏の止住する道場を作り、供具を調べ、車輅によって諸尊を道場内に勸請するのである。それから辟除では、馬頭の印言によって一切の悪魔を除いた上で、虚空網では、四方結の印を覆せて3度巡らせることにより、虚空に網をめぐる。火院では、地結・四方結・虚空網のすき間を埋めるために火炎を巡らし、さらに大三昧耶では、金剛鎖を巡らして結界を完成させるのである。

以上が、真言密教の行法の基本とされた結界法であるが、これを初めて説くのが『陀羅尼集經』である¹³。『陀羅尼集經』には、複数の系統の結界法¹⁴が説かれるが、当該の結界法は、第3巻および第8巻に説かれる¹⁵。なお駒井信勝[2012b]の分析によれば、軍荼利の結界法は本来、第8巻のものであり、それが第3巻の編纂時、般若菩薩に関わる次第中に挿入された可能性があるという¹⁶。

	第3巻【般若部】	第8巻【金剛部】
辟除	甘露軍荼利辟除尾那夜迦法印 (№86)	軍荼利辟除毘那夜迦法印 (№256)
地結	結地界法印 (№87)	軍荼利結地界法印 (№258)
四方結	結四方界法印 (№88)	軍荼利結四方界法印 (№259)
虚空結	結虚空界法印 (№89)	軍荼利結虚空界法印 (№260)
大三昧耶	大結界印 (№91)	軍荼利三摩耶結大界法印 (№273)

真言密教の行法と比較しながら、『陀羅尼集經』の結界法の特徴を述べると、まず地結に先立って辟除する点が異なり、また「地結—四方結

一虚空結」の三印明を連続して用いる点も特徴的である。佐藤正伸[1991]によれば、これらの三印明を連続させるのが元々の形であったが、『無量寿軌』『如意輪軌』等の不空訳経になって、四方結と虚空結との間を離し、そこに勧請法を挿入し、現行の行法が成ったことを指摘している。

『陀羅尼集経』の一連の結界法中に火院は含まれないが、佐藤正伸[1991]によれば、本経第6巻の「馬頭觀世音菩薩解禁刀法印」(№187)とほぼ同一の印言であることが指摘されている(ただし第6巻における同印の位置からして結界の機能を有していたかは疑問である)。

また一連の三印明の後に「大三昧耶」を加えて、結界を完成させることも『陀羅尼集経』における一つの特徴といえるであろう¹⁷。『陀羅尼集経』における「大三昧耶」は、前の三印明とはある程度独立したものであり、他の結界法と組み合わせる事例も見受けられる。

例えば、第1巻【仏部】では、「佛頂破魔結界降伏印」(№2)によって結界し、仏頂・金剛藏・十一面觀音を勧請した後、「大三昧勅語結界印」(№8)が用いられている。また第12巻では、軍荼利法によって結界して壇(十二肘あるいは十六肘)を作り、曼荼羅(三重)に諸尊を勧請した後、「三摩耶大結界法」(№377)を行うと説かれている¹⁸。

『陀羅尼集経』と同様の結界法は、『蘇悉地羯囉經』(大正蔵 №893)および『蘇悉地羯囉供養法』(大正蔵 №894)にも説かれるが¹⁹、『陀羅尼集経』の記述の方が古く、また印契を完備する点において重要である。

5. 結 論

本稿では、『陀羅尼集経』所説の354種類に及ぶ印契に焦点をあて、その体系全体を提示するとともに、全体的位置づけ、傾向について探ってきた。まず『陀羅尼集経』の経説部分を中心に、印契はどのように表現され、いかなる位置づけがされているのかを確認した。その結果、

『陀羅尼集經』の印契の特徴・位置として、以下の7点が導き出された。

- ①仏は、自ら印契を説き示し、自ら実践してきた。
- ②三世の諸仏・諸菩薩は、みな印契を継承し実践してきた。
- ③仏は、衆生利益・正法護持という目的において、菩薩・金剛・天等が印契を用いることに印可を与えてきた。
- ④印契は、単体でも用いられるが、神呪・三昧・壇法等との複合使用されることが多く、「法門」という一種の実践体系として提示される（※三密行と近似）。
- ⑤印契は、現世利益に加えて、成仏のために不可欠な実践である。
- ⑥印契は、秘密法であり、所定の儀式（灌頂等）を受けざる者にみだりに説いてはならない。
- ⑦本經の印契は、基本的に行法次第に組み込まれているが、単独での使用も可であり、機能・功德が相違する場合がある。

このうち本經において印契を「仏説」と位置づけることについては、阿地瞿多による本文改変である可能性が高いことを指摘した。その背景として、阿地瞿多は、6～7世紀頃のインドで流行し始めた印契を中心とする新たな実践形式を中国に伝え、敷衍することを第一に本經の編纂を行ったものと考えられる。

このような經説部分における印契要素の強調をうけて、続く儀軌部分では、378ヵ所、354種類にもおよぶ印契が説かれてくる。本論の後半では、これらの全てを網羅した「印契リスト」を提示し、音写語の還梵や同一の印契等、可能なかぎりの付帯情報を補った。

その上で、(a)印契を衣の袖下に隠す、(b)諸尊を招くために印契の指を動かす、(c)結界法という三点を中心に、真言密教の現行の行法といかなる関係性があるのか、私見のおよぶ限りにおいて言及した。

今後は、本論で提示した『陀羅尼集經』の「印契リスト」をもとに前後の經典、例えば『牟梨曼拏羅呪經』や『大日經』等の印契記事と比較し、密教において印契がどのように成立・受容され発展してきたのか、その流れを明らかにしてゆきたい。

註

- 1 先行研究における『陀羅尼集經』の評価を整理すると以下となる。
 - ① 仏部・蓮華部・金剛部という部 (kula) を基調として多くの仏尊が説かれる。
 - ② 七日作壇法にもとづく大規模で総合的な曼荼羅 (都会壇法・普集会壇) および灌頂儀礼が説かれる。
 - ③ 数多くの印契が説かれ、神呪・陀羅尼と組み合わせられた行法が組織される。
 - ④ 実践や儀礼の目的が現世利益のみならず、成仏への言及も見られるようになる。
- 2 印契に関する先行研究および起源・展開、また阿地瞿多の印契翻訳等の基礎情報については、佐々木大樹 [2017] を参照。
- 3 初期密教の經典では、もっぱら陀羅尼・神呪の読誦が中心であったが、『大日經』『金剛頂經』では、手に印を結び (身密)、真言陀羅尼を唱え (口密)、三摩地を実修する (意密) という体系的行法を確立した。これら兩經典を所依の經典とする真言宗では、このような行法を「三密行」と呼び、真言宗における実践の基本形となっている。
- 4 印契に関するまとまった研究は、梶尾祥雲 [1926] および [1935] 「印言の概説」 (pp.269~285) のみであるが、一部で印契に言及するもの、また伝統的な印契理解を示すものとして、『国訳秘密儀軌』『印契略解』 (pp.1~8)、『密教大辞典』『密教印図集・索引』、および大村西崖 [1918] の「印之由来」 (pp.145~148)、森田龍僊 [1941] の「印契三摩地論」 (pp.136~160)、田中海應 [1962] の「身密と印契」 (pp.36~44)、逸見梅栄 [1970] の「手印と契印」 (pp.198~218)、『図印大鑑』 (国書刊行会、1984年) 等がある。
- 5 頼富本宏 [1988]、佐々木大樹 [2003] [2005a] [2005b] [2017]、駒井信勝 [2012a] [2012b] 等参照。
- 6 第4巻『十一面觀音經』と第10巻「功德天法」と梵藏漢資料の比較対照については佐々木大樹 [2003]、また第1巻『大神力陀羅尼經』 (舍衛城の神変) と *Prātihāryasūtra* (*Divyāvadāna* 所収) 等との比較対照については佐々木大樹 [2005a] を参照。
- 7 阿地瞿多とほぼ同時代の智通訳經、すなわち①『千轉陀羅尼觀世音菩薩呪經』 (№1035)、②『觀自在菩薩隨心呪經』 (№1103)、③『千眼千臂觀世音菩薩陀羅尼神呪經』 (№1057) にも、数多くの印契が説かれるが、その処々で印契

については阿地瞿多の訳出であることが述べられている。実際に比較してみると、智通説①②③所説の印契のいくつかは、下記のごとく実際に『陀羅尼集經』中にも含まれることが判明した。

智通説 ① ② ③	阿地瞿多訳『陀羅尼集經』
①千轉印與觀世音心印 (20.17c-18b)	千轉印 (18.825c ※ №146)
②隨心印呪第一亦名身印呪亦名都印呪 (20.457c) ※總攝身印第一 (20.464a)	觀世音菩薩隨心印 (18.827a ※ №150)
③祈一切願印第四十七 (20.461a) ※隨心具一切功德印第四十二 (20.466c)	隨心觀世音祈一切願印 (18.827b ※ №152)
④觀世音菩薩隨心母陀羅尼印第四十九 (20.461a) ※觀世音菩薩印第四十七 (20.467a)	隨心觀世音印 (18.827b ※ №151)
⑤灌頂印 (20.94a)	續驗灌頂印 (18.799c ※ №57)

8 『日本大百科全書（電子版）』等によれば、食指は『春秋左氏伝』宣公四年の故事に由来する語とされる。『春秋左氏伝』卷十、宣公四年の項には、「楚人鼈を鄭の靈公に獻ず。公子宋、子家と將に見んとす。子公の**食指動く**。以て子家に示して曰く、他日我此如くなれば必ず異味を嘗むと。入るに及びて宰夫將に鼈を解かんとす」（塚本哲三『春秋左氏伝』上卷 p.443 参照）とある。

9 『陀羅尼集經』では、儀礼の執行に不可欠な座具・香華等の供具、金剛杵等の法具を結印によって代用する傾向が見られ、この点も真言密教と類似している。例えば、「嚩日囉印」（№90）では、金剛杵 (vajra) が無い時のみ、三鈷杵を象徴する印契を結んで代用し、結界法をなすべきことが説かれている。

若し金剛杵有らば手印を用いずして、直に當に杵を用うべし。嚩日囉無くんば即ち手印を用う。左手を以て總印を作す。大指、小指の甲上を捻し、余の三指、直に上に向け搦り立てよ。(№89：嚩日囉印)

また「君馳印」（№105）では、浄水を入れる kuṇḍī (瓶) を象徴する印契を結ぶことによって、洗浴の行為を代用し、その身が清浄・潔癖になるとしており、護身法の「淨三業」と類似した観念を読み取ることができる。

若し日日洗浴を得ざれば、日日洗手・漱口す。此の印を作し、前呪を誦うれば、洗浴せざると雖も洗浴に當り、身大浄潔にして道場中に入り護身結果す。(№105：君馳印)

また「蓮華捧足印呪」（№4）や「華座印」（№99）では、諸尊の座となる青蓮華 (kamala) を象徴する印契を結び、oṃ kamala svāhā. の真言を誦えるとしている。この印言は、「十八道」等の真言の行法において、「蓮華座」の印契と

して共用されている。

- 10 又た以上のごとく功德の顯著なるものであるから、印契は、顯露に行ふべきものでないといふ主意のもとに、廣澤流に於ては、法衣の左の袖の中で印を結び、小野流に於ては、法衣の右の袖の中で印を結び、安流では袈裟の下で結印することになつてゐる。それは陀羅尼集經に「像の前にて印を作さば袈裟を以て覆ひ、或は淨巾を以て覆ふ」と、説いてあるのに由來するもので、その要は、功德の顯著にして尊崇すべきものであるから、秘密に行ふ事を本旨としたので、世間で云ふような隱蔽主義の秘密とは異つてゐる。(『国訳秘密儀軌』「印契略解」p.2)
- 11 本文中に掲げた指の動作を指示する印契は、「身」の字の有無にかかわらず、實質的には多く「身印」に該当するものと考えられる。
- 12 佐藤正伸 [1991] では、伝空海『御作次第』にもとづき、地結・四方結を「結界法」(* 狭義)、辟除・虚空網・火院を「結護法」という伝統説を紹介した上で、両方を合わせて広い意味での結界法であると述べており首肯される。なお本文では以下、個々の結界法について簡潔に言及するが、主に高井観海 [1953] を参照してまとめた。
- 13 大村西崖 [1918] の「阿地瞿多伝法訳經」では、「結地・結四方・結虚空界の三印呪、即ち兩部大法の共用する所と為る」(p.221) と述べ、『陀羅尼集經』の結界法と真言密教の強いつながりを指摘している。これを受けて佐藤正伸 [1991] では、『御作次第』の結界法が最初に説かれるのは『集經』である。『集經』は、地結・方結・空網を連続して説く」と述べ、『陀羅尼集經』の記述が最初であることを指摘している。
- 14 他系統の結界法として、「毘俱知結地界法印」(№162)、「毘俱知結四方界法印」(№163)、「毘俱知結上方界法印」(№164) がある。また単独の結界法としては、「結界佛頂破魔結界降伏印」(№2)、「阿彌陀護身結界印」(№61)、「馬頭護身結界法印」(№179)、「金剛藏結界法印」(№200)、「商迦羅大結界法印」(№227)、「金剛大曠結界法身印」(№244)、「結界印」(№277)、「烏樞沙摩結界法印」(№281)、「功德天結界印」(№319) 等がある。
- 15 『陀羅尼集經』第3巻と第8巻の結界法に関する記述はほぼ同じである。特筆すべき点として、第3巻「甘露軍荼利辟除尾那夜迦法印」(№86)の直前では、割注「以下の印等、是れ助成印の故に、下に別して次第頭數を記す」(『大正藏經』18.810a) と記し、結界法を中心とする作法を、本行を助成するもの

と位置づけている。また第12巻の都会壇法では、第8巻の軍荼利結界法を用いることが規定されている(『大正藏經』18.886a-)。また第5巻にも、「毘俱知結地界法印」(№162) — 「毘俱知結四方界法印」(№163) — 「毘俱知結上方界法印」(№164) という類似した概念の結界法が説かれるが、異なる系統と判断される。

- 16 駒井信勝 [2012b] pp.29-33 では、第3巻と第8巻の結界法等の共通する印言を抽出し、書き下し文を付して比較し、下記の見解を示している。

ここで予想される一つの可能性としては、成立過程において第三巻には般若に属する印や真言が多く説かれ、灌頂儀礼も備え一見整備されたかに見えたが、結界法を有していなかった。その為に、ある程度まとまっていた第八巻のAグループより多くの結界法の中でも最も整備された軍荼利の結界法を最後に挿入したのであろう。(p.34)

- 17 「十八道」の元となった一つ、伝恵果造『十八契印』(大正藏 №900) や伝空海作『御作次第』(『弘法大師全集』第2輯)の結界法は、「地結—四方結…(中略)…辟除—虚空網—火院」までであり、「大三昧耶」の要素は見られない。一方、「大三昧耶」を説くものとしては『蘇悉地羯羅供養法』(№894)があり(『大正藏經』18.694b、700b、706c、713a、714b)、儀軌では不空の『馬頭軌』『軍荼利軌』のみである(佐藤正伸 [1991] 参照)。

- 18 『大正藏經』18.886a-890c の要約。

- 19 地結・四方結・虚空網の結界法は、『蘇悉地羯羅經』(大正藏 №893)の正本・別本一・別本二に共通して説かれる。

	正本	別本一	別本二
地 結	18.616a 616b (吉利枳羅 / 金剛槩)	18.645c (吉利枳羅)	18.683a (吉利枳羅)
四方結	18.616a-b (金剛牆)	18.646a (金剛牆)	18.683b (金剛牆)
虚空網	18.616b (金剛梁)	18.646a (金剛城)	18.683b (金剛城)

上記の箇所では、「印」に言及することから、実際には真言と印契がセットで用いられたものと考えられるが、結び方等、印契に関する具体的な記述はない。チベット訳『蘇悉地羯羅經』(Derge. №807)の対応箇所でも、「印」に言及した上で、地結・上方結・方結の順に説かれるが(※上方結・方結の真言は、真言密教で依用するものと相違する)、同じく印契に関する具体的な説示はない。

付随する『蘇悉地羯羅供養法』(大正藏 №894)では、正本・別本ともに結

界の真言に加えて、具体的な印契の結び方を説示している。下記の表のごとく、結印の記述は『陀羅尼集経』と手順が異なっており、情報ソースは相違するものと考えられる。

	『陀羅尼集経』第3巻	『蘇悉地羯羅供養法』正本
地結	結地界法印 (№87) 先以右中指。於左頭指中指岐間。向背出頭。次以無名指。於左小指岐間。亦爾。左中指內向。右頭指中指岐間內出頭。次以左無名指。於右小指間亦爾。兩小指頭指豎合頭。二大指亦合頭向下。若作法時。大指合頭拄地。翼兩臂肘 (18.810a)	金剛栓印 其手印相。以左手中指無名指。向外雙。入右手中指無名指間。以左手無名指。絞右無名指。二小指頭相著。二大指頭相著。二頭指直豎。頭相著。以此印翼兩臂。令二大指頭著地。而誦真言。成結地界 (18.699c)
四方結	結四方界法印 (№88) 准前地印。唯改開二大指。相去二寸指頭向身。直豎努指向右轉之 (18.810b)	金剛鉤欄印 其手印相。依前栓印。惟改二大指。博著二頭指側。舉印向上。而誦真言。成結空界 (18.699c)
虚空網	結虚空界法印 (№89) 准前地印。唯改二大指。各附著頭指側。上即以此印向43於頭上。右旋三匝 (18.810b)	金剛爐印 其手印相依前栓印。惟改二大指。開散直豎。以印從南右轉三遍。誦之真言。成就金剛爐 (18.699c-700b)

※チベット訳『蘇悉地羯羅經』については、伊藤堯貴先生から拝領した資料を参照した。ここに記し御礼申し上げたい。

参考文献

- 逸見梅栄 [1970] 『仏像の形式』 (東出版)
- 大塚伸夫 [2013a] 『インド初期密教成立過程の研究』 (春秋社)
- 大塚伸夫 [2013b] 『『牟梨曼荼羅呪経』一密教史の中で初めて印契を用いた経典』 (『初期密教－思想・信仰・文化』 pp.69～76、春秋社)
- 大村西崖 [1918] 『密教発達志』 (国書刊行会、1972年再版)
- 駒井信勝 [2011] 『『陀羅尼集経』における灌頂儀礼をめぐって』 (『智山学報』 60)
- 駒井信勝 [2012a] 『『陀羅尼集経』の普集会曼荼羅について』 (『智山学報』 61)
- 駒井信勝 [2012b] 『『陀羅尼集経』第十二巻にみられる供養法をめぐって－第三・八巻の軍荼利結界法・供養法にかかわって』 (『仏教文化学会紀要』 21)
- 駒井信勝 [2015] 「中期密教に至る灌頂儀礼の発展過程」 (平成27年度、学位請求論文、※大正大学機関リポジトリ所載、インターネット公表論文)
- 権田雷斧 [1925] 『我観密教発達史』 (秀英社)

- 佐々木大樹 [2003] 「『陀羅尼集經』の研究—特に卷四「十一面觀音經」と、卷十「功德天法」の異訳対照を中心として」(『智山學報』52)
- 佐々木大樹 [2004] 『陀羅尼集經』所収の仏頂系經軌の考察(『智山學報』53)
- 佐々木大樹 [2005a] 『陀羅尼集經』の研究—釈迦仏頂の成立をめぐる—(『密教学研究』37)
- 佐々木大樹 [2005b] 『陀羅尼集經』に関する諸文献の考察(『大正大学大学院研究論集』29)
- 佐々木大樹 [2013] 「『陀羅尼集經』—初期密教の諸尊・陀羅尼を統合する經典」(『初期密教—思想・信仰・文化』pp.57~68、春秋社)
- 佐々木大樹 [2016] 「釈迦金輪研究序説」(『智山學報』65)
- 佐々木大樹 [2017] 「『陀羅尼集經』における印契について—印契の配列に関する一試論—」(『佛教学』59)
- 佐藤正伸 [1991] 『十八道念誦次第大師中院』について—結界法を中心として—(『密教文化』173)
- 佐和隆研 [1975] 「陀羅尼集經覚書」(『仏教芸術』100)
- 高井観海 [1953] 『密教事相体系』(藤井佐兵衛)
- 田中海應 [1962] 『秘密事相の解説』(鹿野苑)
- 田中公明 [2010] 『インドにおける曼荼羅の成立と発展』(春秋社)
- 梶尾祥雲 [1926] 「印契の起源及び発達」(『密教研究』23)
- 梶尾祥雲 [1935] 『秘密事相の研究』(高野山大学出版部)
- 八田幸雄 [1985] 『真言事典』(平河出版社)
- 船山徹 [2013] 『仏典はどう漢訳されたのか—ストラが經典になるとき』(岩波書店)
- 松長有慶 [1980] 『密教經典成立史論』(法蔵館)
- 森田龍僊 [1941] 『即身成仏の觀行』(臨川書店)
- 森 雅秀 [1997] 『マンダラの密教儀礼』(春秋社)
- 頼富本宏 [1988] 「仏教パントーンの構成」(『宗教研究』62)
- 頼富本宏 [2013] 「初期密教經典の曼荼羅」(『初期密教—思想・信仰・文化』pp.201~220、春秋社)

〈キーワード〉『陀羅尼集經』, 印契, 阿地瞿多, 来去の印, 結界法